

# 「観光地における新規市場の開拓・多角化に向けた実証事業」公募要領

令和 2 年 2 月 18 日  
観光庁参事官（外客受入）

## 1. 事業の趣旨

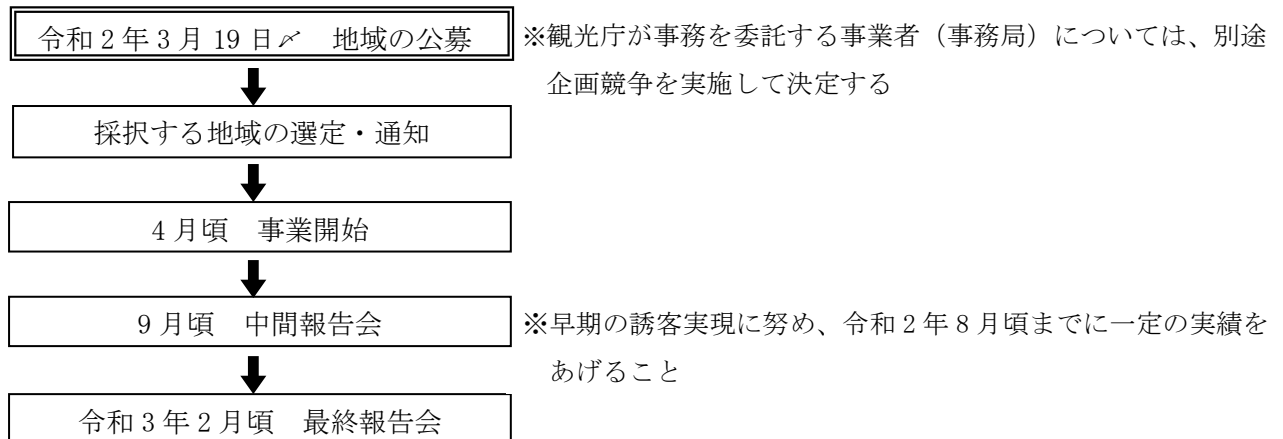
訪日外国人旅行者 6,000 万人時代を見据えると、我が国の観光地において、より幅広い国や地域から来訪する観光客を受け入れる基盤を速やかに整備していく必要があります。その一環として、「観光地における新規市場の開拓・多角化に向けた実証事業」では、我が国の観光地の継続的な発展の基礎とすることを目的とし、特定の国・地域から来訪する観光客の割合が高い観光地を対象に、急速なインバウンド環境の変化を踏まえた観光資源の創出・多角化の取組を支援します。

本事業では、新規市場の開拓・多角化に取り組む地域を公募し、第三者で構成する委員会によって選定した上で、当該地域において戦略の策定や観光資源の磨き上げ・創出、滞在型旅行商品の造成・販売等を行い、新規市場からの誘客について実証を行います。

## 2. 事業の実施期間

採択決定後より令和3年3月19日までとします。

《参考》事業の流れ



## 3. 事業の内容及び募集する提案

(1) 本事業で実施する内容

採択された地域において、以下の取組を実施することとします。

① マーケティング調査

新規市場の開拓・多角化に向けて、観光地のポテンシャルの精査やニーズの把握を行うこと。

## ② 誘客の多角化に係わる戦略の策定

マーケティング調査の結果を踏まえ適切なターゲット設定および実現可能性の高い戦略の策定を行うこと。また、戦略に沿って、本事業における定量的な成果目標（誘客人数、宿泊日数等）を設定すること。

※①②について直近で実施していれば、観光庁に相談した上で省略又は簡略化することが可能。

※①②を踏まえ、取組を精査すること。必要に応じ、当初想定していた内容を変更してもよい。

## ③ 観光資源の磨き上げ・創出

設定したターゲットの誘客につながるよう、既存の観光資源を磨き上げるほか、新たな観光資源の創出も検討し、実行する。本事業では、環境整備のほか、必要物品のリース、イベントの開催、観光関係者を対象としたセミナー等を実施できるものとする。

## ④ 旅行商品の造成・販売

③を踏まえて新たな旅行商品を造成し、販売まで実施すること。販売前に、モニターツアーを実施することも出来る。また、販売にあたっては、観光庁と連携しつつ効果的なプロモーションを行うこと。加えて、本事業の効果の具体化・検証を行うため、参加者にアンケートを実施し、必要に応じて旅行商品の改善等を事業期間中に実施すること。

なお、本事業で造成される商品は、事業終了後も継続的に販売されることを前提としたものであることが必要である。

※旅行業登録事業者がモニターツアーの催行、旅行商品の販売を実施すること

※複数の地域を含めた旅行商品を造成してもよいが、必ず対象地域における誘客促進・消費拡大を行うこと

※予算の範囲内でより多くの旅行商品を造成・販売し、大きな成果が得られると望ましい

※早期の誘客実現に努め、8月頃までに一定の実績をあげる

※アンケートには観光庁が提示する統一形式の調査票を使用し、原則として参加者全員から回収すること。また、アンケート結果の集計・取りまとめは観光庁が行うが、調査票のコピーや配布、回収は各地域にて実施すること

※旅行商品等に関わる問い合わせについては、販売する事業者にて対応すること

## ⑤ 観光庁が事務を委託する事業者及び派遣する外国人有識者等との連携

観光庁が事務を委託する事業者及び観光庁が派遣する外国人有識者等と連携して本事業を進めること。

## ⑥ 報告

本事業の実施にあたっては、進捗状況を観光庁に定期的に報告すること。（事業期間中、少なくとも毎月一回以上は進捗状況を報告すること）また、令和2年9月頃に中間報告、翌年2月頃に最終報告を実施するため、取組状況や効果の検証等に関する報告書を作成し、提出すること。

※なお、観光庁は、報告書や報告会における内容の一部又は全部をホームページ等で公表できるものとする。

## (2) 公募の要件

募集する提案は、以下すべての要件に該当するものであることとします。

### 【対象地域】

- ① 特定の国・地域から来訪する観光客の割合が特に高いこと
- ② 急速なインバウンド動向の変化による影響が特に大きいなど、新規市場の開拓・多角化に取り組む緊急性が高いと認められること

※対象地域は市区町村単位を基本とする。ただし、主要な観光地が複数の市区町村に跨がっている場合等は、併せて取組を実施してもよい。

※「特定の国・地域からの観光客の割合が特に高い」とは、原則として、2018年の年間の外国人延べ宿泊者数のうち、特定の国・地域の宿泊者数が概ね50%以上を占める状態を指すこととする。

※「急速なインバウンド動向の変化による影響が特に大きい」とは、原則として、2018年の年間の外国人延べ宿泊者数と比較して、2019年の年間の外国人延べ宿泊者数に顕著な減少が見られる状態を指すこととする。

### 【実施体制】

- ① 地域において本事業の主体となる団体等を特定すること（観光地域づくり法人（DMO）、地方公共団体 等）
- ② 旅行商品の造成・販売を実施できる事業者が一社以上参画すること
- ③ 観光庁が派遣する外国人有識者等と積極的に連携を行うこと
- ④ 地域において関係者間の合意が成立しており、次年度以降も継続して新規市場の開拓・多角化の取組を実施できること

※地域の観光振興に関わる多くの団体等が合意し、参画することが望ましい。

### 【取組内容】

- ① 新規市場からの外国人観光客の来訪が見込まれるものであること
- ② 特定の施設等に限らず、地域一帯に効果が現れるものであること
- ③ 早期の誘客実現に努め、8月頃までに一定の実績をあげること  
※本事業は経済対策に基づくものであるため、事業の効果が速やかに発現することが望ましい
- ④ 本事業終了後も、将来にわたり、持続的に実施することを想定したものであること

### 【その他】

- ① 観光庁の求めに応じ、取組に関する報告や報告書の提出を行うこと。また本事業終了後も、国が調査を行う際には協力すること
- ② 本事業について観光庁が国内外に情報発信する際には、資料の提供やヒアリング、メディアからの取材対応に協力すること

### (3) 提案者の要件

提案者は以下のいずれかに該当する者とします。

- ① 観光地域づくり法人 (DMO) や観光協会等、当該地域の観光振興に取り組む団体 等
- ② 地方公共団体、地方公共団体を構成員に含む協議会 等

※公募の要件にあるとおり、本事業においては旅行商品の造成・販売を実施できる事業者を一社以上参画させること

## 4. 支出対象経費

### (1) 支出対象となる経費

国費による支援対象となる経費は、選定された取組の実施に関わる経費であって、かつ、国からの調査委託費として措置できるものに限られます。対象地域として選定されると、以下の支援対象経費の中から支援を受けることができます。

- ① マーケティング調査に関わる調査費
- ② 観光資源の磨き上げ・創出に関わる経費

下見、打ち合わせ（飲食費は除く）、パンフレット・観光地マップ等作成、シンポジウム、説明会、ワークショップ、イベント、必要物品のレンタル・リース、ガイドの養成 等

- ③ 旅行商品の造成・販売に関わる経費

下見、打ち合わせ（飲食費は除く）、モニターツアー催行に関わる経費（旅費、募集広告、インターネット掲載、ツアー当日に参加者の実費としてかかる経費（宿泊費、一次・二次交通費、飲食費、入館料、催行者が加入する保険料、添乗員経費等））、旅行商品の販売に関わるHP等の作成、プロモーション 等

※造成された商品を販売する額を割り引くために国費を充当することは認められない。

- ④ その他

必要な消耗品の購入等、観光庁が認めるもの

### 《対象とならない経費の具体例》

- ① 本事業に直接関係のない経費
- ② 本事業の対象案件として選定される前の経費
- ③ 国やその他行政等により別途、補助金、支援金、委託費等が支給されているもの、又は、支給を予定されているものがある場合には、当該部分については支援の対象外となる。（二重の支援は認められない）
- ④ 施設整備費等、調査委託の範囲に含まれ得ない経費

※建屋の建築経費等は対象外とするが、旅行商品の造成に必要な範囲で、案内看板の設置などは対象とする。

- ⑤ 最少催行人数に達しない等の理由により、ツアーが実施されなかった場合の経費
- ⑥ 国からの支援の総額に比して過大な支出を伴う情報発信の経費（全国紙への広告、テレビCM、対価を支払って著名人を起用する広報等） 等

※本事業では、旅行商品の造成に必要な範囲で、レンタルやリースでは対応できない必要物品（案内看板等）を作成・購入することが想定される。それらの物品は全て観光庁に帰属するが、観光庁と協議の上、事業終了後に当該地域の地方公共団体等が無償で譲り受けることができるものとする。なお、譲渡を希望しない場合は、本事業の主体となる団体等の責任の下、速やかに撤去・廃棄を行うこと。

## （２）支出対象経費の規模

### ① 支出対象経費の規模

支出対象経費の上限は、原則として１件あたり１,５００万円とし、選定件数や提案内容に応じて金額を決定します。

### ② 支出対象経費の申請金額

（ア）提案者は、提案の申請時に様式２の費用積算書を記入し、希望額を算出のうえ申請すること  
（イ）提案内容の評価の結果等により、金額を調整することとする

### ③ 支出対象経費の支出

支出対象経費の支出については、原則として、支出の必要が発生する都度、提案者が観光庁に申請し、観光庁から支払先に直接支出するものとします。支出額及び内容については厳格に審査することとし、支出が適当でないと判断される場合には支払いの対象外となる可能性がある点に留意してください。

## 5. 選定

### （１）選定件数

概ね10件の提案を選定することを予定しています。

### （２）選定方法

観光に関して知見を有する第三者による有識者委員会を開催し、次項「（３）選定基準」に基づいて総合的に評価を行った上で選定を行います。

なお、募集期間締め切り後に、必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。

### （３）選定基準

本事業の目的や要件に沿っていることを前提とした上で、次のような観点から選定します。

#### 【対象地域】

- ・新規市場の開拓・多角化に取組む必要性および緊急性が特に高い地域であると認められること 等
- ※特定の国・地域からの来訪者数や割合、直近の増減率等を鑑み、対象地域の要件への適合度を比較検討します。その際は、提案者から提出されたデータの他、観光庁が保持する各種データを用いて総合的に評価を行います。

#### 【実施体制】

- ・複数の関係者が一体として取組むものとして合意がなされていること
- ・提案書に記載された関係者の役割分担が明確になっていること
- ・本事業終了後も、新規市場の開拓・多角化に継続して取組むことができること
- ・新規市場の開拓・多角化への意欲が高く、取組を強力に推進することができること 等

## 【取組内容】

### ① ストーリー性

- ・取組を行う観光地におけるこれまでの取組が具体的に示されていること
- ・取組を行う観光地における今後の展望が具体的に示されていること
- ・これまでの取組と本事業における取組、今後の展望に一貫性があること 等

### ② 新規性

- ・観光地の特色ある資源をいかす新たな工夫がこらされていること
- ・新しい旅行需要の開拓につながる工夫がこらされていること
- ・他の観光地や旅行商品との差別化が図られていること 等

### ③ 具体性及び計画性

- ・取組を行う観光地の現状及び課題を特定していること
- ・旅行商品としての訴求対象が明確になっていること
- ・課題に対して有効な解決策となっていること
- ・取組の内容及び実施スケジュールが具体的に提示されていること
- ・本事業に必要な費用が具体的に示されていること 等

### ④ 効果及び継続性

- ・発信力の高い取組であること
- ・新規市場からの誘客を、可能な限り早期に、効果的に実現できること
- ・地域一帯に広く成果をもたらすことができること
- ・本事業終了後も、造成した旅行商品を継続して販売できること 等

## (4) 選定結果の決定及び通知

採択する案件が決定した後、速やかに観光庁のホームページ等で選定結果を公表するとともに、提案者に対して通知します。

## (5) 補足事項

選定の状況等により、追加公募・追加選定を行う場合があります。

## 6. 提出

### (1) 募集期間

令和2年 2月18日（火）～ 令和2年 3月19日（木）17：00必着

### (2) 提出書類

様式については、観光庁ホームページから様式ファイルをダウンロードしてください。

#### ① 様式1 提案書（MS-Excel 形式）

様式に従い、地域の現状や参画する関係者、想定される取組等について記載してください。

#### ② 様式2 費用積算書（MS-Excel 形式）

想定される取組について、項目ごとに費用を記載してください。

③ 様式3 業務実施スケジュール (MS-Excel 形式)

想定される取組について、スケジュールを記載してください。なお、9月に中間報告、翌年2月に最終報告を予定しています。

④ その他参考資料(様式自由)

様式1に記載した地域の現状の根拠を示すデータを添付してください。

(3) 提出先

以下の提出先に、メールで送付してください。

国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官付 新田、村山、辺見、山田、梅山、勝部

E-mail : [nitta-a2bv@mlit.go.jp](mailto:nitta-a2bv@mlit.go.jp)  
[murayama-n2bn@mlit.go.jp](mailto:murayama-n2bn@mlit.go.jp)  
[hemmi-n2ew@mlit.go.jp](mailto:hemmi-n2ew@mlit.go.jp)  
[yamada-y2ya@mlit.go.jp](mailto:yamada-y2ya@mlit.go.jp)  
[umeyama-d2zq@mlit.go.jp](mailto:umeyama-d2zq@mlit.go.jp)  
[katsube-j2dv@mlit.go.jp](mailto:katsube-j2dv@mlit.go.jp)

電話番号 : 03-5253-8111 (内線 : 27-916)

※提出の際、メールの件名の冒頭を「【市場多角化】」としてください。

※メールによる申請書類提出後には、提出した旨を必ず電話にて連絡してください。

(4) その他

- ・提出した書類に虚偽の記載を行った場合は、当該書類を無効とします。
- ・必要書類の作成に係る費用は提出者の負担とします。
- ・提出された書類については、提出者に無断で二次的な使用は行いません。
- ・手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・採用された書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文章について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。

## 7. 問い合わせ

本公募要領に関する問い合わせや、申請書類、提案内容に関する相談等は、観光庁にて対応します。問い合わせ先は、「6. 提出」に記載の提出先と同様です。

以上